平成２１年（フ）第５２３号
長崎県長崎市西北町７番１―103号
債務者　森　　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
大分県別府市富士見町10番６号
債務者　安部　眞理
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９８号
北海道美唄市東明２条１丁目２―15、住民票上の住所北海道美唄市大通東１条南６丁目３番１号
債務者　佐藤　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０９号
北海道岩見沢市日の出台５丁目１番17号シャイン204号室
債務者　千葉　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１３号
北海道岩見沢市志文町309番地31
債務者　上根　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２２号
北海道爾志郡乙部町字栄浜456番地の１
債務者　松川　照夫
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第２３号
北海道爾志郡乙部町字栄浜456番地の１
債務者　松川　順子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道二海郡八雲町熊石泊川町1094番地
債務者　今野理恵子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第４５３号
愛知県一宮市中町２丁目７番１―205号パークメゾン野村202号
債務者　水谷　文俊
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６９号
愛知県江南市木賀町定和378番地　杉本ビル401
債務者　佐藤　安成
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７０４６号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目３番11号　サンピア小阪303号
債務者　足立　　久
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３１号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目15番５号
債務者　安井　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８２号
大阪府交野市私部西２丁目24番105号
債務者　平野　智弘
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１９１号
大阪市旭区新森７丁目８番６号　エクセレンテ407号
債務者　松尾　竹晴
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２８号
大阪府東大阪市小若江２丁目11番30号
債務者　勝澤由美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０５号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目６番４―501号
債務者　庄田二美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７０７号
大阪府豊中市南桜塚２丁目14番１―401号
債務者　高島運送こと　高島　景敏
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８１２号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―512号
債務者　森田　京子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部